

岩手県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
一関市	一関市竹山町7番2号	一関市指定居宅介護支援事業所	一関市竹山町7番2号	平成26年3月31日